

● 「犯罪被害者等支援制度」について

札幌市では、犯罪被害者等が犯罪により被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的な被害の回復を図ることを目的に、支援金の支給のほか、家事・住居・精神医療の分野においてさまざまな費用助成を行う「犯罪被害者等支援制度」を創設し、8月1日から開始しております。

犯罪等の未然防止はもとより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、本制度による支援を行うなど、安全に安心して暮らせる街の実現を目指してまいります。

1 名称

犯罪被害者等支援制度

2 背景・目的

犯罪被害者等は、身体的・精神的に受ける直接の被害だけでなく、収入の減少による経済的な困窮など多岐にわたる問題を抱えることから、その解決に向けては、犯罪被害者等に寄り添った支援の充実が求められる。

そのため、2020年5月に策定した「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」において、犯罪被害者等に対する支援を充実するための新たな施策として、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対する支援を行うこととした。

3 制度開始日

2020年8月1日（土）

4 対象者

2020年4月1日以降の犯罪行為による犯罪被害者等のうち、次のいずれかに該当する札幌市民

- (1) 犯罪行為^{※1}により死亡した犯罪被害者の遺族^{※2}
- (2) 犯罪行為^{※1}により重傷病^{※3}を負った犯罪被害者とその家族^{※2}
- (3) 性犯罪^{※4}を受けた犯罪被害者とその家族^{※2}

※1 故意に人の生命または身体を害する行為

※2 「配偶者」、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者または性的マイノリティーに係るパートナーシップの関係にあった者」、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」

※3 負傷または疾病の療養に1カ月以上の期間を要するもの

※4 強制性交等、準強制性交等または監護者性交等に該当するもの

5 支援内容（裏面参照）

「支援金」「家事関連」「住居関連」「精神被害等関連」の4つの項目について、それぞれ内容に応じた支給・助成を行う。

6 相談実績・申請件数

令和2年8月から11月9日まで、相談28件、申請11件

支 援 項 目		内 容	申請期限
支 援 金	遺 族 支 援 金	犯罪行為により犯罪被害者が死亡した場合に支給	30 万円 (1 年以内に 1 回)
	重 傷 支 援 金	犯罪行為により犯罪被害者が重傷病を負った場合に支給	10 万円 (1 年以内に 1 回)
	性 犯 罪 被 害 支 援 金	性犯罪を受けた場合に支給	10 万円 (1 年以内に 1 回)
家 事 関 連	家 事 ・ 介 護 費 用 助 成 (ホームヘルプ)	家事・介護等に支障が生じている場合に、ホームヘルプサービスを利用した費用を助成	上限 1,500 円/30 分 (1 年の範囲において 最大 72 時間分)
	配 食 サ ー ビ ス 費 用 助 成	食事の用意に支障が生じている場合に、配食サービスを利用した費用を助成	上限 1,000 円/1 食 (1 年の範囲において 最大 60 食分)
	一 時 保 育 費 用 助 成	監護中の未就学児の家庭における保育に支障が生じている場合に、一時預かり事業を利用した費用を助成	上限 3,000 円×人数/1 日 (1 年の範囲において 最大 10 日分)
住 居 関 連	転 居 費 用 助 成	従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、転居に要した費用を助成	上限 20 万円 (1 年以内に 1 回)
	ハ ウ ス ク リ ー ニ ン グ 費 用 助 成	住居にて犯罪行為が行われ、著しい汚損が生じた場合に、ハウスクリーニングを利用した費用を助成	上限 30 万円 (1 年以内に 1 回)
	家 賃 助 成	従前の住居に居住し続けることが困難となり転居した場合で、転居前に家賃の支払いがなかったときは、新たな住居での家賃を助成	上限 3 万円/1 月 (1 年の範囲において 最大 12 月)
精 神 被 害 等 関 連	精 神 医 療 費 助 成	医療提供施設において、心理的外傷その他の深刻な精神的不調に対する医療を受けた場合、医療提供施設に支払った一部負担金を助成	上限 実費額/1 日 (3 年の範囲において 1 年最大 12 日)
	カ ウ ン セ リ ン グ 費 用 助 成	医療機関またはカウンセラーが所属する事業所において、心理的外傷その他の深刻な精神的不調に対するカウンセリングを受けた場合、カウンセリングに要した費用を助成	上限 1 万円/1 回 (3 年の範囲において 1 年最大 12 回)
	犯 罪 被 害 者 からの 回 復 等 向 け た 行 為 に 要 し た 費 用 の 助 成	犯罪行為に関する情報の提供を公衆に求める活動に要した費用や、裁判を傍聴するための交通費などを助成	上限 10 万円/年 (5 年の範囲において 1 年最大 10 万円)